

区自治協議会の設置の構成検討資料(その1)

2005/8/31

項目	細目	他都市の事例から特徴的なものを抜粋
1. 設置	設置	<p>浜松市（地域協議会） 市は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び地域住民の意見を行政運営に反映させるとともに地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設ける。 地域自治区に地域協議会を置く。 (区地域協議会) 政令指定都市移行時に、行政区ごとに区地域協議会を設置する。</p> <p>川崎市 平成17年4月1日から施行している「川崎市自治基本条例」に基き、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう)によって構成される「区民会議」試行実施している。「区民会議」では参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議をしている。 本実施時(平成18年度予定)には、改正自治法により、行政区ごとの設置が認められている「区地域協議会」の活用を視野に入れて検討している。</p> <p>豊田市 豊田市の区域を分けて地域自治区を設置する。 地域自治区に地域協議会として、地域会議及び代表者会議を置く。 地域会議は、地域の住民の多様な意見の集約と調整を行い、共働によるまちづくりを推進するものとする。 代表者会議は、地域自治区内の各地域会議に関連する広域的な事項について審議するものとする。</p>
2. 構成員	(1)定数	<p>浜松市 (地域協議会) 合併前における議会の条例定数を基本として上限を設定(10人~20人) (区地域協議会) 地域自治区を置く行政区は、20人以内とする。 地域自治区を置かない行政区は、旧浜松市の一部のみで構成する区にあつては20人以内で、旧浜北市は従前の地域協議会の定数の範囲内</p> <p>出雲市：各地域協議会は、委員おおむね20人で組織する。</p> <p>豊田市：代表者会議の定数は、20人以内とする。</p> <p>上越市：定数12人~18人</p>
	(2)選任方法	<p>豊田市：代表者会議の構成員は、当該地域自治区の委員で、当該地域会議の推薦を受けたものの中から、市長が選任 地域会議の委員選任にあつては、年齢構成・男女比率・地域性にも配慮</p> <p>上越市：選任投票を実施(準公選)</p>
	(3)構成	<p>川崎市 町内会・自治会等の地域を代表するもの、活動分野別の区民代表、公募による区民代表、市議員・県議員等</p> <p>浜松市 地域自治区を置く行政区では、地域協議会の構成員のうちから、地域協議会の推薦に基づき市長が任命する。 地域自治区を置かない行政区での選出方法は、地域協議会に準じて行う。 (地域協議会の構成員の選任) 構成員は、構成員以外の地域自治区の住民(第三者機関)が推薦した者の中から市長が任命する。 第三者機関が、構成員の推薦を行う場合は、必ず公募を行わなければならない。 第三者機関の委員は、市長が委嘱する。 合併時の候補者の推薦は、旧市町村長が行う</p>
	(4)任期	<p>任期：2年…豊田市、出雲市、柏崎市等 3年…浜松市 4年…川崎市、上越市</p> <p>再任の限度規定：浜松市(3期まで)、豊田市(2期まで)</p>
	(5)報酬及び費用弁償	<p>浜松市：報酬は支給しない。 地域自治区に係る会議に出席した場合、費用弁償として1日5,000円を支給 公務のため旅行する場合は旅費を支給</p> <p>豊田市：報酬は支給しない(合併町村部は一定期間特例有) 職員旅費条例に規定する一般職に属する職員に準じて旅費相当費用を支給</p> <p>上越市：報酬なし(交通費として一律1,200円を支給)</p> <p>柏崎市：日額報酬 6,400円</p>
3. 会長及び副会長	(1)選任及び職務	<p>浜松市 委員の互選により、会長及び副会長1人を置く。 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>豊田市・出雲市・柏崎市(浜松市の規定のほか定めている部分) 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。</p>
	(2)解任	<p>浜松市 以下の事項に該当する場合、市長は会長及び副会長を解任できる。 1. 心身の故障のため職務を行うことができないとき 2. 職務上の義務違反があったとき 3. 地域協議会に出席する構成員の3分の2以上の同意があるとき</p> <p>豊田市 3. その職に必要な適格性を欠くものとして、地域会議又は代表者会議に出席する委員の過半数の同意があるとき</p> <p>柏崎市 会長及び副会長の解任については、地域協議会で協議し、決定するものとする。</p>